

計画の期間

後期計画は平成 23 (2011) 年度から平成 27 (2015) 年度までの 5 年間とします。
なお、社会経済環境の変化や進捗状況、国・県の動向などを見据えながら、適宜見直しを行います。

計画の体系

目標

男女共同参画社会の実現

主要課題

重点目標

1. 男女の人権の尊重

- ①男女間のあらゆる暴力の根絶
- ②生涯を通じた男女の健康と生活の支援
- ③メディアにおける女性の人権尊重

2. 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

- ④社会における制度や慣行についての配慮
- ⑤男女平等を推進する教育・学習の充実

3. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ⑥町の政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ⑦地域・職場の方針決定過程への女性の参画拡大
- ⑧地域社会での男女共同参画の促進

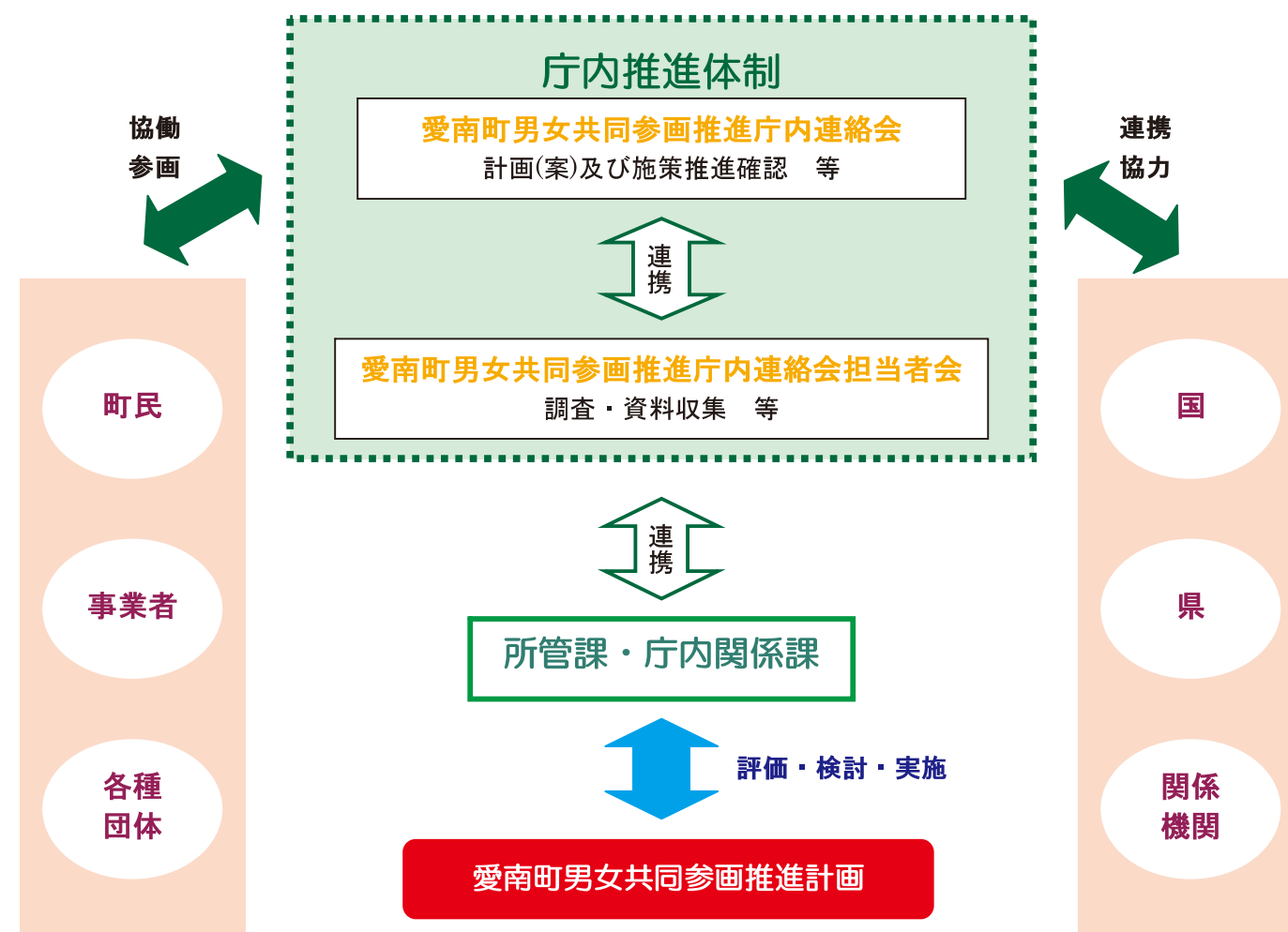
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

- ⑨家庭生活での男女共同参画の促進
- ⑩仕事と育児・介護等の両立支援
- ⑪高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

5. 働く場における男女共同参画の推進

- ⑫働く場における男女の均等な機会と待遇の確保
- ⑬多様な働き方への条件整備
- ⑭農山漁村における男女共同参画の確立

計画の推進体制



推進体制の充実

推進計画の目標達成のために、庁内での推進組織として「愛南町男女共同参画推進庁内連絡会」を設置し、この組織を中心として関係各課と連携を図り、全庁的に事業推進に取り組んでいきます。

事業の進行管理

毎年、事業評価制度や関係計画の進捗状況を把握しながら各事業の進行を管理し、事業効果を検証するなど、施策の妥当性や達成度について評価・再調整を行います。また、今後の社会情勢の変化にも対応できるよう、必要があれば計画の見直しについても行っていきます。

町民・事業者・団体等との協働

町民・事業者・団体が主体的に男女共同参画社会を推進し、町民・事業者・団体と行政の協働により、計画の周知と効果的な事業の展開を図り、推進計画を実施していきます。

国・県・関係機関との連携

国・県・関係機関の動向を的確に把握しながら、情報交換や連携を図り、計画を円滑に推進していきます。

愛南町男女共同参画推進計画 (後期計画)
～あいなんパートナープラン2015～ 概要版

発行/愛南町 平成 23 年 4 月
〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地

概要版

男女がともにあゆみ育てるまち —あいなんの創造—

愛南町男女共同参画推進計画 (後期計画)

—あいなんパートナープラン2015—



平成 23 年 4 月

愛南町

計画策定の趣旨

日本国憲法には個人の尊重、法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた法制度の整備が進められてきました。平成 11(1999)年の「男女共同参画社会基本法」施行から 10 年余を経た昨年、同法に基づく「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けて、より実効性のある取組が推進されています。

愛南町におきましても、平成 18(2006)年に「愛南町男女共同参画推進計画」を策定し、男女をめぐる内外の社会状況の変化や意識の変革によって生じているさまざまな課題に取り組んできました。本計画は、愛南町におけるこれまでの取組の進捗状況や課題を整理し、平成 23(2011)年 4 月から始まる新たな行動計画を「後期計画」として策定するものです。

基本理念

男女がともにあゆみ育てるまち —あいなんの創造—

一人ひとりの人権が尊重され、男女が性別にかかわらず、平等に個性や能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現を目指します。

目指す社会

家庭では

- ★男女が共に家事・育児・介護などに参画し、喜びや苦勞を分かち合っています。
- ★多様な保育サービスを受けながら、ゆとりをもって子育てをしています。
- ★介護を家族だけが行うのではなく、社会が支援しています。



職場では

- ★仕事と家庭、地域活動とのバランスのとれた生活を送っています。
- ★採用、昇進、賃金などで男女格差が解消され、個人の能力、意欲を十分に発揮しています。

男女共同参画社会のイメージ

平成 27 (2015) 年には
このような姿になる
ことをイメージしています。

地域では

- ★男女が共に地域活動に積極的に参加し、豊かで住みよい地域づくりに貢献しています。
- ★女性リーダーも、たくさん活躍しています。



学校では

- ★子どもたちが互いの個性を大切に、協力し合って育っています。
- ★次のステップ(進学、就職など)へ個人の適性を尊重した多様な選択がなされています。

重点目標と施策の方向

重点目標① 男女間のあらゆる暴力の根絶

男女共同参画社会づくりを進めていくうえで、女性に対する暴力を根絶することは非常に重要な課題です。あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、それは身体的な暴力のみならず、精神的な暴力、経済的な暴力、社会的な暴力と、多岐に亘ります。

また、男性が被害者になる場合や高齢者に対する家族からの暴力の問題など、あらゆる暴力の防止・救済が必要です。

- 施策の方向**
- 関係機関の連携により、暴力の被害者に対する支援体制等の整備を図ります
 - 配偶者等からの暴力に対する社会的認識の徹底と相談体制の充実を図ります

重点目標② 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

男女がお互いの身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会を築く上での前提といえます。ライフステージに対応した健康診断や相談体制を整えとともに、正確な知識・情報を提供することで、一人ひとりが自らの健康を管理するという意識を高めていく必要があります。

- 施策の方向**
- 生涯にわたる健康の管理及び保持増進を支援します
 - 性と生殖に関する健康対策の充実を図ります



重点目標③ メディアにおける女性の人権尊重

誰もが容易に情報の発信者や受信者になることができる社会においては、有害情報を規制することと併せて、一人ひとりが情報を主体的に読み解き、適切に発信する能力（メディア・リテラシー）を向上させることが求められています。

- 施策の方向**
- メディアにおける人権尊重への配慮を図ります
 - 公的広報等における男女共同参画の視点に立った表現の促進を図ります

重点目標④ 社会における制度や慣行についての配慮

男女ともにライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた制度・慣行への移行、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築といった視点が必要です。

- 施策の方向**
- 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直しを図ります
 - 男女共同参画に関する啓発・広報活動の推進に努めます

重点目標⑤ 男女平等を推進する教育・学習の充実

社会的につくられた性別に基づく固定的な役割分担意識には、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものもあります。性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれることなく、人権尊重を基盤にした男女平等観を形成するために、男女共同参画についての理解を深めるための教育・学習の充実を図ることが求められます。

- 施策の方向**
- 学校等における男女平等の教育を推進します
 - 家庭、地域における男女平等の教育・学習の推進を図ります



イラスト わたなべふみ

重点目標⑥ 町の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、多様な人材の能力を活用し、多様な視点や発想を取り入れていくことが不可欠です。そのためには、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入により、町の政策や方針決定に女性の意見が充分反映される体制がとられなければなりません。

- 施策の方向**
- 町の審議会等委員への女性登用の促進を図ります
 - 管理監督者への女性職員の登用促進に努めます

重点目標⑦ 地域・職場の方針決定過程への女性の参画拡大

企業、学校、地域での集まりなど、地域社会のあらゆる場において、方針が決定される際、男性主導で行われる傾向があります。住民の半分を占める女性の意見が社会に反映されやすいよう、方針決定の場への女性の積極的な参画が求められます。また、女性の能力開発のための研修や学習機会の提供、女性団体等の自主的活動への支援等に努めていくことも必要です。

- 施策の方向**
- 地域、事業者等へ女性参画の働きかけを行います
 - 女性人材の育成と情報の収集・提供を行います

重点目標⑧ 地域社会での男女共同参画の促進

防災、地域おこし、まちづくり、観光、環境などの分野において、男女がともに参画し、多様な発想、活動の活性化などを図ることによって、それぞれの分野での新たな発展を期待することができます。

地域に暮らす人々の課題を解決するためには、性別を問わず幅広い年齢層の人々が地域と関わり、自ら動くことが求められます。

- 施策の方向**
- 男女共同参画の視点に立った町民と行政の協働を推進します
 - 地域の様々な活動への女性の参画を推進します



重点目標⑨ 家庭生活での男女共同参画の促進

核家族化、母子・父子家庭、一人世帯などが増え、家族の形態は多様化しています。このようななかで「働き手は男性で、女性は家庭を守る」といった従来型の性別役割分担だけでは家庭が成り立たない場合も多くなっています。家族の構成員一人ひとりが家庭での責任を分かち合うことで、労働の場はもとより、自治会や婦人会、PTAなど、さまざまな地域の活動に関わり、個性や能力を発揮することが可能になります。

- 施策の方向**
- 家庭生活への男女共同参画の促進を図ります

重点目標⑩ 仕事と育児・介護の両立支援

長時間労働や男性中心を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護を含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていくことにつながります。

- 施策の方向**
- 育児休業・介護休業の制度等の普及を図ります
 - 子育てにやさしい環境の整備を図ります



イラスト わたなべふみ

重点目標⑪ 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

男女が共に生きていくための活力ある社会づくりのためには、高齢者が単に支えられる側に位置付けられるのではなく、自ら積極的に社会参加を進めていくために自立することや、地域社会における一つの役割を担うことも大切です。高齢者が自立し、安心して暮らせる社会の実現には、男女の違いに配慮したきめ細かな自立支援策が必要です。また、若い時期からの働き方や家庭の持ち方などが高齢期の生活に大きな影響を与えるため、世代横断的な視点も必要です。

- 施策の方向**
- 高齢者や障害者等の支援の充実を図ります
 - 介護・介護予防の支援体制の充実を図ります



重点目標⑫ 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保

労働の分野において、男女平等を実現していくためには、性別による昇進や賃金などの処遇・労働条件における差別や格差をなくすことが重要であり、均等な就労の機会と、意欲と能力に応じた待遇を確保していくことが課題です。育児・介護等と仕事の両立をサポートする体制整備とともに、離職した女性の再チャレンジに向けた支援の充実を図っていく必要があります。

- 施策の方向**
- 男女の均等な雇用の機会と待遇の確保を推進します
 - 雇用の継続を図るための環境整備に努めます

重点目標⑬ 多様な働き方への条件整備

パートタイム労働の増加や夜間の営業など、雇用・就業形態も多様化しており、様々なライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の選択や、働き方に応じた適正な処遇及び労働条件を確保することが、男女の能力発揮のためには重要となってきています。職業能力の向上のための情報提供や能力開発等に関する相談、研修等を受けられる機会の拡充などを図っていく必要があります。

- 施策の方向**
- 新たな就業形態やニーズに応じた支援の推進を図ります



重点目標⑭ 農山漁村における男女共同参画の確立

農林水産業において女性の果たす役割の重要性に照らし、地域の生産・生活に関する方針決定の場への女性の参画を進めていくことが重要です。そのために、関係団体への女性の役員・委員等への参画や、男女共同参画意識の浸透を目指した広報・啓発活動を進めることが課題となっています。

- 施策の方向**
- 方針決定の場への女性参画の推進を図ります
 - 女性の経営参画への促進を図ります



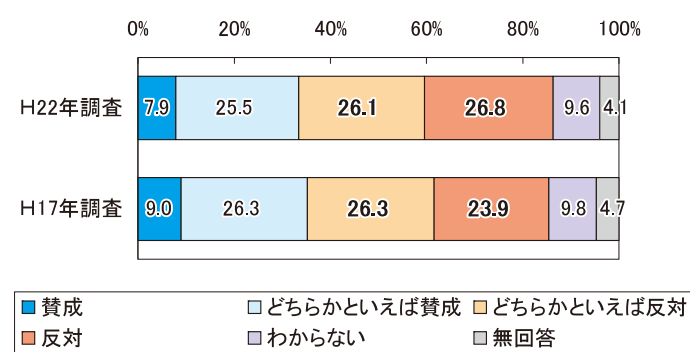
イラスト わたなべふみ

計画達成のための指標（数値目標）

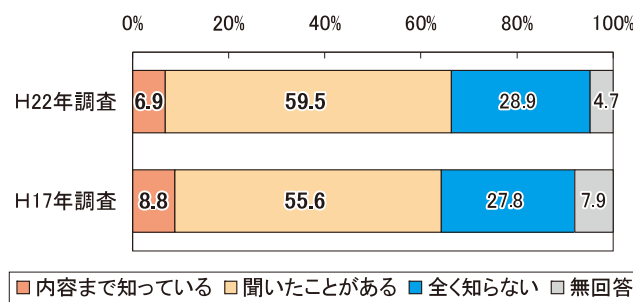
施策の方向	評価の指標	前期目標設定時の現状		前期目標値		平成22年度の現状	後期目標値
		基準日	数値	平成22年	平成27年		
主要課題1 男女の人権の尊重							
男女間のあらゆる暴力の根絶	DVという言葉やそれらの法律内容を知っている人の割合	H17.10	64.4%	100.0%	100.0%	66.4%	100.0%
生涯を通じた男女の健康と生活の支援	特定健康診査の受診割合	H17.11	42.1%	52.0%	60.0%	38.7%	60.0%
主要課題2 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進							
男女平等を推進する教育・学習の充実	意識啓発事業への男性参加割合 社会全体に、男女の地位は平等になっていると思う人の割合	— H17.10	— 10.0%	12.5%	25.0%	10.1%	50.0%
主要課題3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大							
町の政策・方針決定過程への女性の参画拡大	審議会等における女性委員の割合	H17.4	28.2%	35.0%	40.0%	29.6% (H22.4)	40.0%
主要課題4 家庭生活における活動と他の活動の両立							
仕事と育児・介護等の両立支援	延長保育の実施箇所数 「夫は仕事」「妻は家庭」という性別による固定的役割分担に「反対」「どちらかといえば反対」と思う人の割合	H17.10 H17.10	2箇所 50.2%	4箇所	5箇所	3箇所	5箇所 70.0%
主要課題5 働く場における男女共同参画の推進							
農山漁村における男女共同参画の確立	農業委員会に占める女性の割合 農家の家族経営協定締結数	H17.7 H17.4	3.7% 33件	7.4%	11.1%	18.5%	18.5%* 70件

*農業委員会委員は選挙によって決定される場合もあるため、新たな目標値は設定しない。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに対して



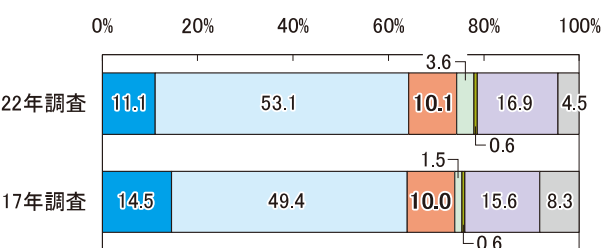
改正DV防止法の認知度



愛南町「男女共同参画社会づくりのための町民意識調査」の結果より



男女の地位は平等か—社会全体で



- 男性が優遇されている
- どちらかといえば男性が優遇されている
- 男女平等
- どちらかといえば女性が優遇されている
- 女性が優遇されている
- わからない
- 無回答

イラスト わたなべふみ